

令和5年12月28日
記者発表資料
(環境省同時発表)

死亡野鳥（フクロウ）における高病原性鳥インフルエンザの疑いについて（第1報）

本日（12月28日）、横須賀市内において発見された死亡野鳥（フクロウ 1羽）より、高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が発生しました。

これに伴い、次のとおり環境省から野鳥監視重点区域が指定されたので、本日より区域内の監視を強化します。

《発生の概要》

1 経緯（疑い事例の発生）

本日（12月28日）、横須賀市内で回収された死亡野鳥（フクロウ 1羽）について、横須賀三浦地域県政総合センターにおいて簡易検査を行ったところ、鳥インフルエンザの陽性反応が認められました。

同日、環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定しました（該当市町村：横須賀市、横浜市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）。

2 今後の検査（確定検査の実施）

病原性を確認するため、国立研究開発法人国立環境研究所において高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施予定です。

※ 検査結果の判明まで1週間程度かかる見込みです。

※ 現時点では、簡易検査により陽性が確認された段階であるため、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。

※ 確定検査の結果、陰性となることもあります。

《報道機関へのお願い》

1 発生現場、近隣農場及び死亡場所での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることからお控えいただくようお願いいたします。

2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、発生現場付近の農場等の生産者等、関係者が混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

※ 我が国ではこれまで鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染することは報告されていません。

問合せ先

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課
課長 羽太 電話 045-210-4301
野生生物グループ 小川 電話 045-210-4319